令和８年４月改訂

組織向け

多面的機能支払交付金の活動の手引き

特定事業実施者※用

※令和６年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていた農業者団体等

令和７年度～令和11年度に限り、令和６年度を実施期間に含む、長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置の実施等に関する計画を記載していた農業者団体等が「環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）」のみに取り組んでいただくことができます。 令和12年度以降は、既存の活動組織に参加する等により、活動組織として申請いただく必要があります。

（参考：活動組織向けの手引き）

埼玉県多面的機能支援推進会議

はじめに

農業は、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

農業の有する多面的機能



目　次

多面的機能支払交付金の構成 …… 3
みどり加算 …… 4
手続の概要 …… 5

Ⅰ　申請主体の確認、事業計画の作成
　１　対象地域の設定 …… 6
　２　規約等の確認 …… 6
　３　事業計画（案）の作成 …… 7
　４　活動計画（案）の作成 …… 9
　５　多面的機能支払交付金「みどりチェック」　【R8変更点】 …… 19
　６　総会の開催 …… 20

Ⅱ　事業計画の認定 …… 21

Ⅲ　活動の実施、記録 …… 23

Ⅳ　活動の報告
　１　報告の流れ …… 27
　２　実施経過報告書の作成 …… 29
　３　実施状況報告書の作成 …… 32
　４　多面的機能支払交付金「みどりチェック」　【R8変更点】 …… 33

Ⅴ　交付金及び概算払いの申請 …… 34

令和８年４月改訂のポイント

令和８年４月版の手引きにおいては、主に以下の変更に伴い、記載内容を変更しました。
変更箇所は、「R８変更点」等赤字で明記しています。

・制度変更とそれに伴う様式変更

手引きの見方

各項目の内容

・ 各項目の内容を記載しています。

各種様式を記入する際の留意事項等を記載しています。

参考情報

参考例、〇〇等の参考情報を記載しています。

注意するべき不適切な実施例

不適切な事例を記載しています。

会計検査関係指導

会計検査において指摘のあった内容に関することを記載しています。

多面的機能支払交付金の構成

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象
- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成　等

（1） 地域資源の基礎的な保全活動　※以下は活動例


水路の泥上げ


農道の路面維持


施設の点検


年度活動計画の策定

（2） 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象
- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 外来種の駆除、ビオトープづくり
- 施設の長寿命化のための活動　等

（1）地域資源の質的向上を図る共同活動　※以下は活動例

① 施設の軽微な補修


ひび割れの補修


農道の部分補修

② 農村環境保全活動


外来種駆除


生きもの調査

③多面的機能の増進を図る活動

（2）施設の長寿命化のための活動　※以下は活動例


未舗装農道の舗装


素堀り水路からの更新





みどり加算

「みどり加算」では、これまでの環境保全型農業直接支払交付金とほとんど同じ支援内容及び要件（※１）で長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等の「対象取組」に取り組むことができます。

	令和７年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算）
実施主体	・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者（R7～R11年度のみ） ・活動組織又は広域活動組織
対象取組と支援単価	**長期中干し**　：800円/10a **冬期湛水**※3　：4,000円/10a **夏期湛水**　：8,000円/10a **中干し延期**　：3,000円/10a **江の設置等**　：4,000円/10a　（作溝実施） 3,000円/10a　（作溝未実施）
要件 ※2	・対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則５割以上低減する取組と合わせて行うこと ・活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること
交付金の交付	・取組面積（畦畔・法面を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 ・同一ほ場に対する支援は一取組のみ※3

※1　多面的機能支払交付金では、原則５年間の活動計画に基づいて５年間継続して活動を実施する必要があり、実施要件を満たさない場合は、交付を受けた交付金を認定年度に遡って返還（遡及返還）することを求める仕組みとなっており、「みどり加算」も同様です。
ただし、返還の免責事項が規定されており、**自然災害その他やむを得ない理由による場合は、返還は免除**されることとなっています。

※2 **「化学肥料等５割以上低減」の要件は、毎年度実施**する必要があります。
また、**「取組面積拡大」の要件は、取組ごとに２年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る取組面積の目標を設定し、達成する必要**があります。
一方、これまで環境保全型農業直接支払で求めていた販売農家であること及び推進活動を実施することの要件はありません。

※3　みどり加算の同一ほ場に対する支援は一取組のみです。
また、環境保全型農業直接支払交付金においてセットで支援していた**冬期湛水と有機質肥料（堆肥）を除き、同一ほ場においてみどり加算と環境保全型農業直接支払交付金を重複して実施することはできません。**

手続の概要

多面的機能支払交付金の「みどり加算」を活用し長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置等、中干し延期の取組は、以下の手順で実施します。

※令和7年度～令和11年度に限り、令和6年度を実施期間に含む、長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置の実施等に関する計画を記載していた農業者団体等（①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者）が申請主体になることができます。

①農業者の組織する団体…複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織

②一定の条件を満たす農業者…以下のいずれかに該当し、市町村が特に認める場合（詳しくは市町村にお尋ねください。）

・対象活動を行う農業集落の耕地面積に対する当該対象活動の取組面積の割合（複数の農業集落で対象活動を行う場合にあっては、いずれかの農業集落における割合）がおおむね1/2以上となる者又は全国の農業集落の平均耕地面積に対する一市町村内の対象活動の取組面積の合計の割合がおおむね1/2以上となる者（ただし、主作物が土地利用型作物以外の作物のとき、「おおむね1/2以上」は「2割以上」）
・複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

I 申請主体の確認、事業計画（案）の作成

① 規約の確認等

団体の規約等について、必要に応じて変更します。

② 事業計画及び活動計画の案の作成

事業計画及び活動計画の案を作成します。

③ 総会の開催等

事前に、規約や事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会の了承を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。

II 事業計画の認定の申請

事業計画書に必要な書類を添付し、市町村長に認定の申請を行います。

（市町村向け記述）
市町村への
申請期限等を記述してください。

○○○○
市町村

【申請期限】
6月30日まで

III 活動の実施・記録

認定を受けた事業計画及び活動計画に基づいて活動を実施します。活動の実施状況については、必要な書類を作成・保管する必要があります。

認定の通知

市町村における審査後、事業計画の認定通知書が送付されます。

IV 活動の報告　V 交付金の申請

① 実施経過報告

毎年度、活動の実施経過を取りまとめ、市町村に提出する必要があります。

【報告期限】
1月31日まで

確認結果の通知

市町村における確認後、実施経過の確認結果が通知されます。

② 交付金の申請

毎年度、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。交付金の概算払い（前払い）を受けようとするときは、概算払い請求書を市町村長に提出します。

交付金の支払

実施経過報告の確認後、交付金の交付決定通知が送付され、交付金が支払われます。

③ 実施状況報告

毎年度、活動の実施状況を取りまとめ、市町村に提出する必要があります。ただし、①の実施経過報告から変更がない場合は、省略できます。

【報告期限】
○月○日まで

Ⅰ 申請主体の確認、事業計画の作成

令和６年度まで環境保全型農業直接支払交付金で長期中干し、冬期湛水等に取り組んでいた農業者の方々が、令和７年度以降も引き続き取り組んでいただけるよう、令和７年度～令和11年度に限り、令和６年度を実施期間に含む、長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置の実施等に関する計画を記載していた農業者団体等が、「環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）」のみに取り組むことができることとしています。

なお、令和12年度以降は、既存の活動組織に参加する等により、活動組織として申請いただく必要があります。

１ 対象地域の設定

・化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則５割以上低減する取組と合わせて行う、長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置等、中干し延期のいずれかの取組を実施する地域（以下、「対象地域」という。）を検討します。

・その際、「みどり加算」の交付を受けるためには、５年間の活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成する必要があるため、各年度の取組面積を踏まえ、対象地域の範囲を検討します。

・５年間の活動期間中の取組面積拡大の目標を踏まえた対象地域は、合意形成が可能なまとまりで検討してください。

※　活動組織として申請することにより、地域ぐるみの取組として、取組に対する地域の理解が深まったり、取組の広がりなどが期待できます。活動組織として「みどり加算」を申請する場合は、水路・農道等の草刈り・泥上げなどの共同活動を実施する必要があります。活動組織として申請する場合、既存の活動組織に参加又は新たに活動組織を設立する方法があります。詳しくは、「多面的機能支払交付金の活動の手引き（活動組織用）」を参照してください。

２ 規約等の確認

① 農業者の組織する団体

多面的機能支払交付金の「みどり加算」を実施するに当たり、団体の規約で変更すべき箇所はないか確認し、必要に応じて変更します。

② 一定の条件を満たす農業者

R6年度まで、一定の条件を満たし、市町村に特に認められた農業者については、同条件に該当することを確認します。

よくあるQ&A

Q：令和6年度まで申請していた「農業者の組織する団体」のうち１名だけが長期中干し等の取組を行う場合、どのように申請すればよいか。

A：令和6年度の申請主体について、令和7年度～令和11年度に限り、「みどり加算」のみを実施できることとしているため、申請は、これまで申請されていた「農業者の組織する団体」が行ってください。

3 事業計画（案）の作成

- 事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画書（様式第１－２号）を作成します。

本様式に上記様式（様式第１－２号）を添付し提出してください。

（様式第１－１号）
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

令和〇年〇月〇日

〇〇市長　殿

農林水産環境保全団体
環境　花子

様式第１－１号、１－２号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

令和6年度を含む実施期間の環境保全型農業直接支払交付金の認定を受けた団体名等を記載してください。（以下、同様）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1　事業計画

2　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

■ １号事業（多面的機能支払交付金）

□ ２号事業（中山間地域等直接支払交付金）

□ ３号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3　その他

□ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第５条第１項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記１から３までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

□ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

（様式第１－２号）
【活動組織から市町村に提出するもの】　　農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇年〇月〇日
農林水産環境保全団体

様式第１－１号、１－２号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。
これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

１　多面的機能発揮促進事業の目標

１．現況

（例）本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、環境負荷低減の取組を行うことが必要である。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

２．目標

（例）１を踏まえ、本地域では、長期中干しに取り組むことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

活動内容を踏まえて記載してください。

２　多面的機能発揮促進事業の内容

（１）多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに〇を付すこと。）

１号事業（多面的機能支払交付金）		
		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第３条第３項第１号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。）（農地維持支払交付金）
	〇	法第３条第３項第１号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。）（資源向上支払交付金）
	２号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
	３号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
	４号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

１号事業（多面支払）については、「環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）に取り組むため、下段に「〇」を記入してください。

② 実施区域

（例）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添１）実施区域位置図」のとおり。

（２）活動の内容等

① １号事業

１）事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

（例）　活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」及び「２．実施区域内の農用地、施設」並びに「（別添１）実施区域位置図」のとおり。

２）活動の内容

（例）ロの活動
活動計画書「４．加算措置」の「（６）環境負荷低減の取組への支援」に記載のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

３　多面的機能発揮促進事業の実施期間

（例）活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。

４　農業者団体等の構成員に係る事項

（例）「（別添２）構成員一覧」に記載のとおり。

4 活動計画（案）の作成

- 多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づいて実施します。
- 活動計画書（様式第１－３号）は、都道府県が策定する「要綱基本方針」（※）に基づいて作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは
　国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

（様式第１－３号）

【活動組織から市町村に提出するもの】　　農林水産省様式

令和〇年〇月〇日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

（多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

（ふりがな）	のうりんすいさんかんきょうほぜんだんたい
組織名	農林水産環境保全団体
（ふりがな）	かんきょう　はなこ
代表者氏名	環境　花子
（ふりがな）	まるまるけんまるまるしまるちょうめ
所在地	〇〇県〇〇市〇丁目

Ⅰ．地区の概要（共通）

「Ⅰ.地区の概要（共通）」は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

＜活動の計画＞

■	Ⅱ．　１号事業（多面的機能支払）	別紙１
□	Ⅲ．　２号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
□	Ⅳ．　３号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
□	Ⅴ．　その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

Ⅰ．地区の概要

Ⅰ．地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

１．活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払					
資源向上支払（共同）	7年度	11年度	5 年	○年度	○年度
資源向上支払（長寿命化）					
中山間地域等直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

「環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）に取り組むため、「資源向上支払（共同）欄に記入してください。

計画変更を行った場合は変更した年度を記入してください。

２．実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積又は認定農用地面積※１		田	畑	草地	採草放牧地	計	うち解消する遊休農地面積	年当たり交付金額上限
	多面支払	300a	a	a		300 a	a	円
	中山間直払	a	a	a	a	a	a	円
		傾斜	傾斜	傾斜	傾斜			
取組面積	環境直払※２					a		円

※１　多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
※２　環境直払に取り組む場合は、Ⅳの４の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

・「認定農用地面積」には、５年間の活動期間中に取り組む予定の全ての農用地面積を記入してください。

・農用地面積については、国土調査等による地籍図等に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を基本とします。詳細は市町村に確認してください。

農業用施設（多面支払）	水路	うち、排水路	農道	ため池
	km	km	km	箇所
うち、資源向上支払（長寿命化）の対象施設	km	km	km	箇所

該当なし

※　延長は、小数点以下第１位まで記入する。

３．実施区域位置図

別添１「実施区域位置図」のとおり

４．組織構成員一覧

別添２「構成員一覧」のとおり
※　多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

５．多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積（多面支払・中山間直払）
50 a

※　多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定にも含まれている面積がある場合は記入してください。

＜施行注意＞
計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（　）書で上段に記載するものとする。

【実施区域図】

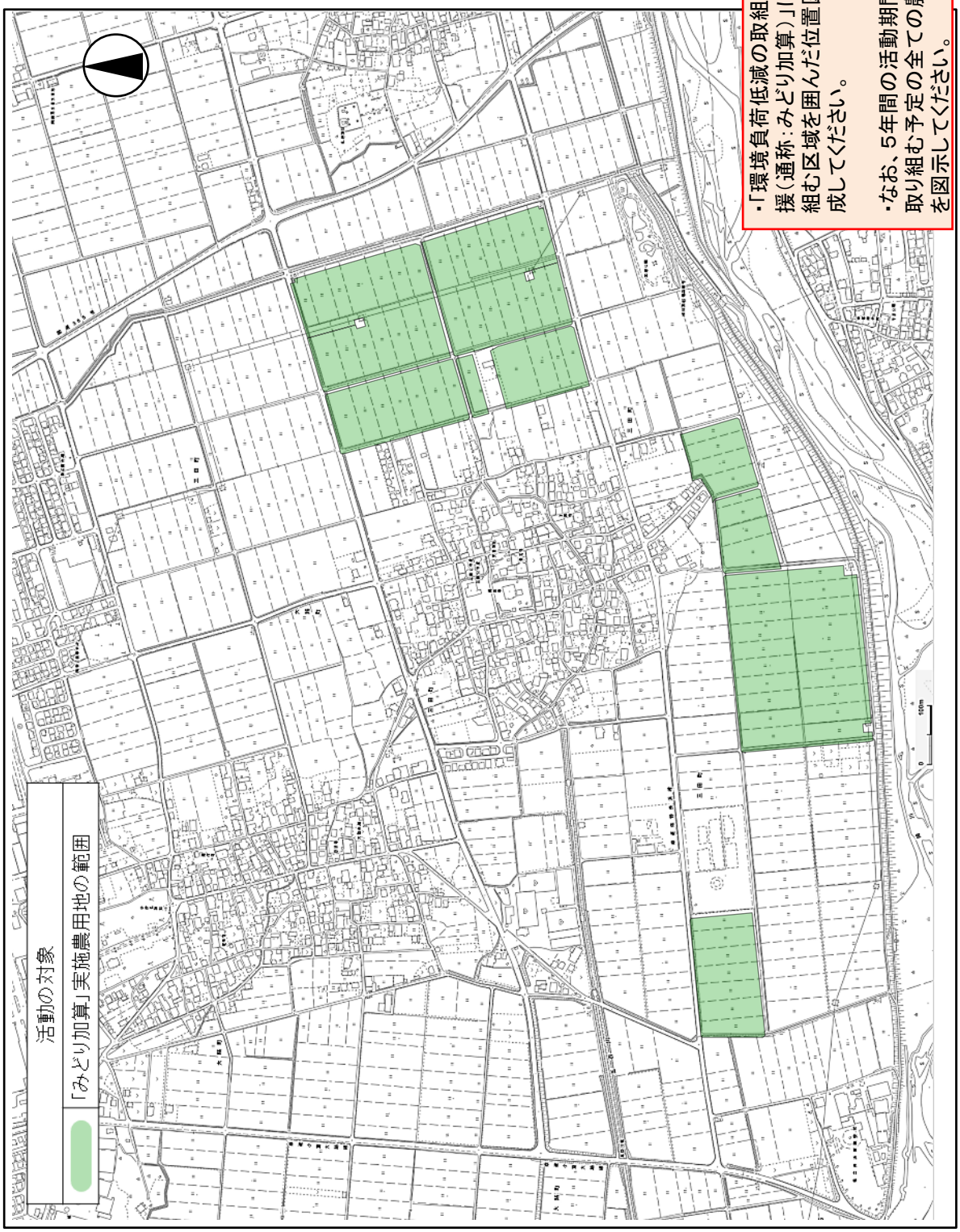
活動範囲が判別可能な図面に、「みどり加算」の対象となる全ての農用地を図示します。

（別添１）

実施区域位置図

■ １号事業（多面支払）　□ ２号事業（中山間直払）　□ ３号事業（環境直払）

組織名称：農林水産環境保全団体



【令和６年次会計実地検査関係指導】

① 活動の対象となる農用地の確認

会計実地検査において、対象農用地に交付金算定の対象とならない土地が含まれていることや地目の判断が適切ではないことが判明し、交付金の返還に至るケースが確認されています。

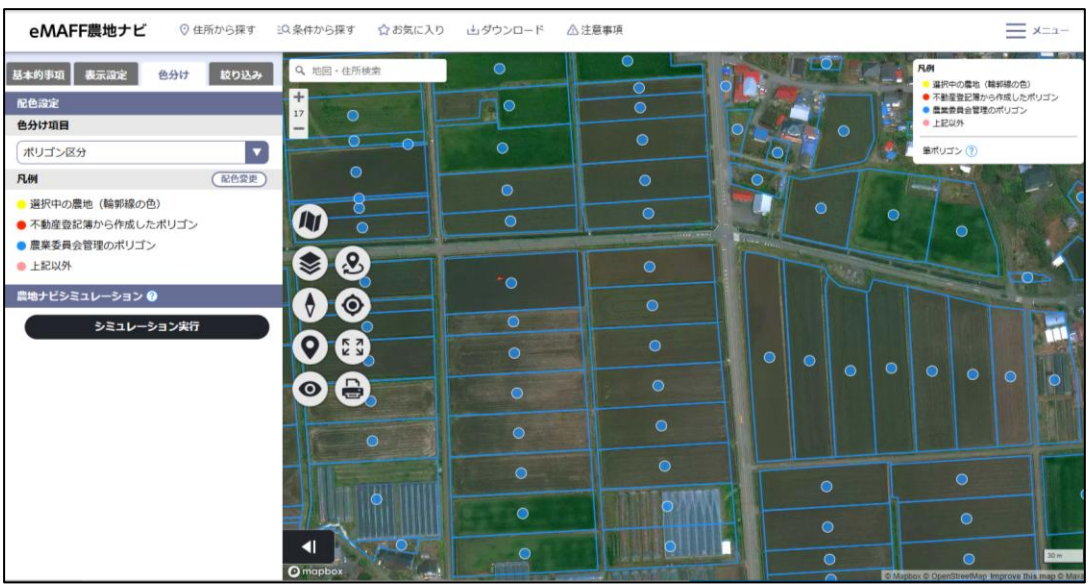
そのため、対象農用地に農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が適切でない状況とならないよう、見回りによる現地確認に加えて、衛星写真及び航空写真の閲覧サービス等も活用して対象農用地の設定を適切に実施してください。

また、対象農用地に農業関連施設等が存在するなど、農用地の判断に迷う場合等は、市町村に確認してください。

衛星写真閲覧サービスの一例

eMAFF農地ナビ（https://map.maff.go.jp/）

農業委員会等（農業委員会が置かれていない市町村を含む。）が備えている農地台帳と農地に関する地図について、農地法により公開するとされた一部の情報をインターネット上で閲覧できるサイト



※農地台帳上の地番及び地目・面積等各種分類の表示も可能
※衛星写真の撮影時期は公開されていないので注意
※使用料等が発生する場合には、交付金の活用が可能

【構成員一覧】

申請主体である農業者団体等の構成員の一覧を作成します。

（別添２）

構成員一覧

年　月　日

役職名	氏名（代表者名、団体名）	住所	多面的機能支払			中山間地域等直接支払		環境保全型農業直接支払	
				分類番号	備考 活動支援隊員	分類記号	年齢分類記号		他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載
代表	環境　花子		○	1					
副代表	環境　太郎		○	1					
	多面　次郎		○	1					
	多面　三郎		○	1					

「別添2 構成員一覧」は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

申請主体である農業者団体等が、引き続き、環境保全型農業直接支払にも取り組む場合、同じ構成員一覧を活用することが可能です。この場合、多面的機能支払において「環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）」に取り組む者について、「多面的機能支払」の項目に「○」を記入し、「分類番号」を左下のリストから選択して記入してください。

「分類番号」欄には左の「多面的機能支払分類番号リスト」から該当する番号を選び、記入してください。

構成員が団体の場合は、「氏名」欄に代表者名もしくは団体名を記入してください。

多面的機能支払分類記号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者（人）	A	
	B	
法人	C	
	D	
	E	
農業生産組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者（人）
	M	その他

年齢分類記号リスト

キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

注１：「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。

注２：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの１～１３から選択。

注３：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。

注４：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのア～コから選択。
また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と税務部局との間で調整が残っている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認の承諾に必要な欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」（参考様式第４号別紙様式５）の作成は不要。

注５：他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

注６：「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。

注７：「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

多面的機能支払交付金のみに取り組む場合、住所の記入は不要です。

（別紙1） 多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）
Ⅱ．1号事業（多面的機能支払）

【多面的機能支払に係る活動計画書（１号事業様式）】

「１．交付金額」では、以下のとおり該当項目に「〇」を記入し、「みどり加算」の取組内容を、加算措置の様式のうち（別葉）（６）環境負荷低減の取組への支援　に記入します。

（別紙1）

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

Ⅱ．１号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は〇　⇒ □

１．交付金額　※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
※加算措置は除きます。

（１）農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	3,000 円/10a	円
畑	a	2,000 円/10a	円
草地	a	250 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積　a

（２）資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	2,400 円/10a	円
畑	a	1,440 円/10a	円
草地	a	240 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに〇を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を５年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当（修正なし） □　②のみ該当（単価×0.625） □

①②に該当（単価×0.75） □　該当なし（単価×5/6） □

※「特定事業実施者」（令和６年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等）が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、〇を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は〇　⇒ 〇

「1．交付金額」の各欄については、この項目にのみ「〇」を記入してください。

（３）資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	4,400 円/10a	円
畑	a	2,000 円/10a	円
草地	a	400 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に〇を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は〇（単価×5/6）　⇒ □

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は〇　⇒ □

集落数×200万円

４．加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項目に係るページは提出不要です。

加算一覧	計画	
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援		→（１）へ
農村協働力の深化に向けた活動への支援		→（２）へ
水田の貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援		→（５）へ
環境負荷低減の取組への支援	〇	→別葉（６）へ
組織の体制強化に対する支援		→（３）へ
組織の広域化・体制強化に対する支援		→（４）へ

「4．加算措置」の「環境負荷低減の取組への支援」に「〇」を記入してください。

4. 加算措置 （6）環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）

- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則５割以上低減する取組と合わせて行う対象取組（※１）について、取組面積（※２）に対し、交付します。

＜加算措置の要件＞

① 対象取組について、各取組の要件（次ページ）を満たすこと（毎年度実施）。

② 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として５割以上低減する取組と組み合わせて行うこと（毎年度実施）。

③ 取組ごとに２年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

※１ 対象取組
長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等

※２ 取組面積
交付対象面積は、取組を実施する面積（畦畔及び法面面積を含めない）です。

- 同一ほ場で複数の取組を実施した場合も、受けられる加算は１つの取組分のみです。

（別葉）
（６）環境負荷低減の取組への支援

a 実施期間

開始年度		最終年度	
令和 7 年度		令和 11 年度	

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

b 実施時期

取組項目				化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する活動			
内容	実施時期			作物名	栽培時期		
長期中干し	6 月	～	7 月	水稲	4 月	～	9 月
冬期湛水	12 月	～	2 月	水稲	4 月	～	9 月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月

※必要に応じて欄を追加してください。

「作物名」は水稲、麦、豆、いも、野菜、なたね等を記入してください。（パソコンで入力する場合、プルダウン選択できます。）

・「計画面積」は、畦畔、法面を含まない本地面積（a未満切捨て）を記入してください。

・「計画面積」は、取組ごとに、２年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

c 活動の計画

取組項目	1年目 計画面積（畦畔除く）	2年目 計画面積（畦畔除く）	3年目 計画面積（畦畔除く）	4年目 計画面積（畦畔除く）	5年目 計画面積（畦畔除く）	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	190a	200a	200a	250a	250a	800 円/10a	15,200円	16,000円	16,000円	20,000円	20,000円	
冬期湛水	49a	49a	50a	50a	50a	4,000 円/10a	19,600円	19,600円	20,000円	20,000円	20,000円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等（作溝実施）	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等（作溝未実施）	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	239a	249a	250a	300a	300a		34,800円	35,600円	36,000円	40,000円	40,000円	

※ 計画面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単価毎）に、a未満を切り捨てた値を記載すること。
※ 計画面積は、取組ごとに、２年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。
※ 資源向上支払（共同）の活動期間の途中からみどり加算に取り組む場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d 活動実施区域位置図
別添４「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとおり
※なお、別添１「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添４は省略できます。

e （特定事業実施者のみ）添付書類
特定事業実施者の場合であって、
農業者の組織する団体の場合、規約など令和６年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類
一定の要件を満たす農業者の場合、一定の要件を満たし令和６年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

環境負荷低減の取組の要件

＜取組要件＞
以下の取組から１つ以上を選択して実施します。

○長期中干し

① 栽培する主作物が水稲とします。
② 稲の生育中期に10a当たり１本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施します。

○冬期湛水

① 栽培する主作物は水稲とします。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稲以外を対象として取組実績がある場合は、この限りではありません。
② ２ヶ月間以上の湛水期間を確保するため、適切な取水措置及び漏水防止措置を講じます。
③ 市町村等が作成した計画に即して実施している取組であること、または、生物多様性保全に資するものとして、その実施に関して市町村長の承認等を得た取組であることが必要です。なお、市町村等が作成する計画には、以下の内容が記載されている必要があります。
　a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
　b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

○夏期湛水

① 栽培する主作物は野菜、大麦、なたね等とします。
② 転作田または湛水可能なほ場で実施します。
③ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等を行い、適切な漏水防止措置および適切な取水措置を講じます。
④ 湛水期間中の開放水面を維持するため、深水管理等の雑草対策に努めます。また、雑草の繁茂がみられた部分については、必要に応じて適宜代かきを行う等、適切に管理します。
⑤ 市町村等が作成した計画に即して実施している取組であること、または、生物多様性保全に資するものとして、その実施に関して市町村長の承認等を得た取組であることが必要です。なお、市町村等が作成する計画には、以下の内容が記載されている必要があります。
　a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考えが記載されていること。
　b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

○中干し延期

① 栽培する主作物は水稲とします。
② 中干し開始時期を慣行時期より1ヶ月程度延期または中止し、慣行の水稲栽培期間において常時湛水状態を保ちます。
③ 常時湛水状態を保つため、定期的な水管理および畦畔の点検・補修を実施します。

○江の設置等

① 栽培する主作物は水稲とします。
② 10a当たり原則10m以上とします。10m/10aに満たない場合は、取組面積（a（※1a未満切り捨て））＝設置した長さ（m）として取組面積を調整します。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm」とします。
③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から8月中旬までとします。
④ 湛水等の期間中は、江に除草剤を使用しません。
⑤ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理します。

※魚類保護を行う場合は、上記①・⑤の要件をすべて満たせばよいものとします。
※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能とします。

参考：５割低減の取組（みどり加算）

【 ５割低減の取組とは 】

主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として５割以上低減 ※1 する取組です。

※１ 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

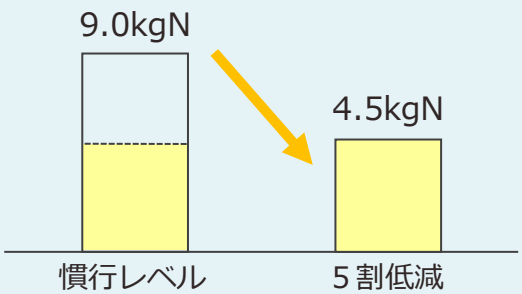
【 算定の仕方 】

低減割合の比較に用いる慣行レベル ※2 は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。
化学肥料は窒素成分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

※２ 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、都道府県・市町村にお問い合わせください。

～ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方 ～

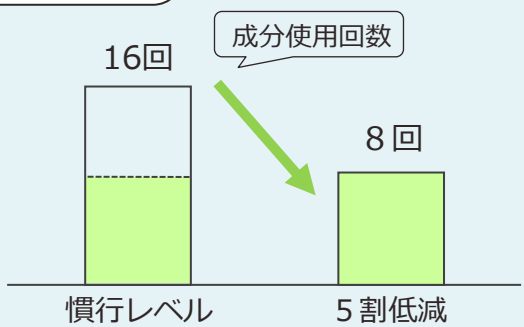
化学肥料



計算の仕方

NK化成
30 kg/10a × 15% = **4.5** kgN / 10a
↑
窒素成分の割合

化学合成農薬



計算の仕方

殺虫剤（２成分）	１回×２成分 ＝ 2
殺菌剤（１成分）	１回×１成分 ＝ 1
殺菌剤（２成分）	１回×２成分 ＝ 2
除草剤（１成分）	３回×１成分 ＝ 3
成分使用回数合計	**８回**

５割以下になるよう取り組んでください

（都道府県向け記述）
・下表は都府県の交付単価です。
・都道府県において別途交付単価を設定している場合には適宜追加・修正してください。

交付額の算定方法

【単価】

単位：円/10a

取組	みどり加算 ①
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏期湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置等（作溝実施）	4,000
江の設置等（作溝未実施）	3,000

①：5年間以上実施した農用地は、①に0.75を乗じた額を加算単価とする。（実質、令和12年度以降の適用となります。）

【交付額の算出方法】

（1） 資源向上支払交付金（共同）みどり加算の対象農用地面積（畦畔及び法面面積を含めない）に、取組別の交付単価を乗じて算出します。なお、毎年度の交付額は、当該年度の取組面積（実績）に対して支払われます。

（算定例）

対象農用地面積　長期中干し：5,000.4a、冬期湛水：4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

長期中干し：5,000.4a → 5,000a（小数第一位切り捨て）

冬期湛水　：4,999.6a → 4,999a（小数第一位切り捨て）

○ みどり加算の交付額の算出

長期中干し：5,000a × 800 円/10a ＝ 400,000 円

冬期湛水　：4,999a × 4,000 円/10a ＝ 1,999,600 円

計： 2,399,600円

5　多面的機能支払交付金「みどりチェック」【R8変更点】

- 令和７年度から、全ての活動組織等が多面的機能支払交付金「みどりチェック」のチェックシートに取り組む必要があります。
- チェックシート（様式第１－11号）は、事業計画の認定申請時に「申請時（します）」の欄にチェックを入れ、事業計画書と併せて市町村長に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細は、活動組織向けの解説書を参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-201.pdf



多面　みどりチェック

【R8変更点】
・様式を変更しました。詳しくは解説書を参照してください。
・R7年度に既に提出したチェックシートを、新たな様式で提出し直す必要はありません。

申請時（します）の欄にチェックします。

（様式第１－11号）

農林水産省様式

申請時記入日：　　年　　月
報告時記入日：　　年　　月

多面的機能支払交付金　「みどりチェック」チェックシート

組織名：○○活動組織

	（１）適正な施肥	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
①	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	□	☑	□
②	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□	☑	□

	（２）適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
③	多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合や「環境負荷低減の取組への支援」（※１）の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	□	☑	□
④	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	□	☑	□

	（３）エネルギーの節減	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑤	活動組織又は広域活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	□	☑	□

	（４）悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑥	全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く） 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ □	☑	□

	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑦	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		☑	□

	（６）生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑧	多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	□	☑	□
⑨	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	□	☑	□

	（７）環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑩	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める		☑	□
⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守		☑	□
⑫	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める		☑	□

注１　申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。
注２　記載内容に該当しない場合は「（該当しない　□）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
注３　⑪の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年 法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とします。
※１　多面的機能支払交付金実施要綱別紙２の第６の２の（１）のウのdの活動をいう。
※２　便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

６ 総会の開催

多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会で決定し、議決事項は構成員全員に周知するなど、構成員の合意形成を行ってください。

具体的な合意形成の手続は、農業者団体等の規約に基づいて実施します。

別記６－１ 活動組織規約（例）に示す総会の開催

【設立総会】
はじめに設立総会を開催し、作成した規約（案）、役員（案）、事業計画（案）等の活動組織の設立、活動に関する事項を議題として審議し、議決を得る必要があります。

【通常総会】
通常総会は、毎年度１回以上開催する必要があります。

【臨時総会】
通常総会のほかに、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。
- 構成員現在数の３分の１以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- その他代表が必要と認めたとき。

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

総会開催から議決までの流れ

１）あらかじめ役員会等で話し合い、総会の審議事項、開催日、開催方法（対面、書面、オンライン等）等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等の活動組織の運営に関する重要な事項等となります。

２）総会の招集を行います。招集に当たっては、規約で定める日までに（規約例では、開催の７日前まで）、書面にて会議の日時、場所、オンライン開催の場合は、招待ID等の案内方法、目的、審議事項を構成員に通知します。

３）総会は、構成員現在数の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。
　議事は、出席した構成員の過半数（特別議決事項にあっては３分の２以上）で決します。
　議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行ってください。

４）活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会後速やかに、規約で定める方法により（規約例では、総会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを構成員全員に配布する）構成員全員に確実に周知します。

総会の開催、議決に当たっての留意点

- 総会は、規約に基づいて行います。規約制定時に構成員で話し合い、総会の議決方法等について地域の事情に応じて適切に定めてください。
- 採決に当たっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認してください。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録してください。
- 総会を欠席された方へも、記録を書面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってください。
- 総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切に記録し、５年間保管してください。

Ⅱ 事業計画の認定

「Ⅰ 申請主体の確認、事業計画の作成」のとおり、事業計画及び活動計画の案を作成し、構成員の合意形成を図ったら、市町村に認定の申請をします。

1 事業計画の認定の申請

- 構成員の合意形成を行った以下の書類を市町村に提出します。その他、市町村における審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。
- 提出期日は、活動を開始しようとする年度の**6月30日まで（※）**です。
- 市町村における審査後、事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

※ 特別な事情がある場合、市町村長が都道府県知事を通じて、地方農政局等に対して届出を行ったときには、当該年度の10月31日まで。

市町村への提出書類
（提出資料は市町村にお問い合わせください）

必ず提出する書類

◆ 事業計画書
- □ 様式第1－1号
- □ 様式第1－2号

◆ 活動計画書
- □ 様式第1－3号
 - □ 別添1 実施区域位置図
 - □ 別添2 構成員一覧
 - □ 別紙1 多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

◆ 多面的機能支払交付金「みどりチェック」チェックシート【R8変更点】（※）
- □ 様式第1-11号

※ GAP認証等を取得している場合は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、本様式の代わりにGAP認証等の取得を証明する書類の提出も可

対象となるGAP認証は、以下のとおりです
ア JGAP（農産・畜産）
イ ASIAGAP
ウ GLOBALG.A.P.
エ 国際水準GAP ガイドラインに準拠し、確認体制を有する都道府県GAP（ただし、農産のみ。）

なお、対象となる都道府県GAP は、下記の農林水産省のウェブサイトに掲載しているので、参考にしてください
〇国際水準GAP ガイドラインに準拠したGAP
https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html

- □ （農業者の組織する団体の場合）団体規約
- □ 令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことがわかる書類

2 事業計画の変更

- 市町村長から認定を受けた事業計画や活動計画等に変更が生じた場合は、変更の内容に応じて、以下の①又は②の手続が必要です。その際も、事前に構成員の合意形成を行ってください。
- ①の場合、市町村における審査後、変更した事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

	① 認定された事業計画の**変更の申請**	② 認定された事業計画の**変更の届出**
変更内容	・みどり加算の活動を行う対象農用地面積の変更 ・対象組織の変更（※1） ・活動の追加、中止又は廃止（※2） ・活動期間の延長 ※1 組織をNPO法人化した場合も該当。 ※2 単価に変更がある場合を含む。	左記以外の変更 （例） ・役員の交代、構成員の変更
変更の申請又は届出の時期	変更が生じたとき	変更があった年度の実施状況の報告時又は 翌年度の交付申請時 のいずれか早い期日
提出書類	変更があった事業計画書、活動計画書等	変更があった事業計画書、活動計画書等

III 活動の実施、記録

交付を受けた交付金を活用し、認定を受けた事業計画及び活動計画に基づいて活動を実施します。
日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

1 生産記録

- 対象取組の実施時期、肥料や農薬の使用記録を整理した生産記録を作成する必要があります。また、必要に応じて、実施状況がわかる写真を撮影し、整理します。
- 市町村は、活動記録の内容を基に、活動要件の適否の確認・指導等を行います。記載漏れがないよう留意してください。

（参考様式は次のページ）

2 交付金の収支

次に掲げる交付の基礎となった証拠書類及び経理書類については、交付を受けた年度の翌年度から５年間保管する必要があります。

- 交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類
- 金銭出納簿
- 領収書等支払を証明する書類
- 財産管理台帳
- その他資源向上支払交付金に関する書類

また、農業者団体等の代表者は、農業者団体等内の合意に基づき、「環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）」として交付された額を、環境負荷低減の取組を推進するための活動に必要な経費（環境負荷低減の取組への支援の交付等に係る事務経費を含む。）に充てるほか、環境負荷低減の取組を実施する農業者に対して、交付金を配分することが可能です。

その際、配分方法等については、団体の規約に定める等により明確にした上で、配分の内訳等がわかる証拠書類を保管する必要があります。

（参考様式）生産記録

●対象活動：長期中干し

組織名	○○
氏　名	○○

ほ場名	実施面積（a）※	作物名（5割低減）	備考
100-1	100a	水稲	

（注1）記入欄が足りない場合は、別様式（任意）を用いることも可。
（注2）実施時期が複数日ある場合は、「実施時期（開始日）」及び「実施時期（終了日）」いずれも記載すること。
※実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1. 対象活動

実施時期	溝切り実施日	溝切り本数（本/10a）	備考
令和○年○月○日～令和○年○月○日	令和○年○月○日	10	

（注1）中干しは生育中期に14日以上実施すること。
（注2）溝切りは10aあたり1本以上実施すること。
（留意事項）地域の生物相に応じて、地域内に江の設置や中干しを実施しない水田の確保など、生態系保全の対策を検討することが望ましい。

2. 使用肥料（5割低減の取組）

資材等の名称	化学肥料窒素成分の割合(%)	使用量(kg/10a)	【5割低減】化学肥料窒素成分 (kgN/10a)	【慣行レベル】化学肥料窒素成分 (kgN/10a)	使用時期	備考
○○500（基肥）	15	20	3		令和○年○月○日	
合計			3	8		

（注1）化学肥料のほか、指定混合肥料、混合堆肥複合肥料、混合汚泥複合肥料等などの化学肥料窒素成分を含む肥料を施用する場合は全て記載すること。
（注2）適宜、行を追加して記入すること。

3. 使用農薬（5割低減の取組）

農薬名（商品名、剤型）	用途		【5割低減】節減対象農薬成分回数	【慣行レベル】節減対象農薬成分回数	使用時期	備考
○○粒剤	殺菌剤		1		令和○年○月○日	
○○粒剤	殺虫殺菌剤		3		令和○年○月○日	
○○粒剤	殺菌剤		1		令和○年○月○日	
○○フロアブル	植物成長調整剤		1		令和○年○月○日	
○○乳剤	除草剤		2		令和○年○月○日	
○○顆粒水和剤	殺虫剤		―		令和○年○月○日	日本農林規格（JAS）適合
○○フロアブル	その他		1		令和○年○月○日	
合計			9	18		

（注1）有機農産物の日本農林規格で使用可能な表B.1の農薬も含め、使用した農薬は全て記入すること。
（注2）適宜、行を追加して記入すること。

4. 保管書類

☑ 現地確認を写真で行う場合

該当する項目の□に✓を記入すること。

（参考様式）生産記録

●対象活動：冬期湛水、夏期湛水

組織名	○○
氏　名	○○

ほ場名（番号）	実施面積	作物名（5割低減）
1000	100a	水稲

※実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1．対象活動

（1）主な作業

作業名	措置方法（措置番号を記載）	実施時期	備　考
取水措置	①		
漏水防止措置	②	○年○月○日	
定期的な水位管理		○年○月○日、○月○日	

（2）湛水期間

	実施時期	備　考
湛水開始時期	○年○月○日	
排水開始時期	○年○月○日	
湛水期間	○年○月○日～○年○月○日	

（留意事項）メタン発生量を増加させない及び地耐力の低下を防ぐため春に一時落水して圃場を乾かす（地域の保全対象生物に応じ実施。例えばアカガエル類の産卵が確認された冬期湛水圃場では春落水を行わないなど。）。また、生き物調査などモニタリングを合わせて行うことが望ましい。

※　使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照

（参考様式）生産記録

●対象活動：江（水田ビオトープ、生き物緩衝帯）の設置

組織名	○○
氏　名	○○

ほ場名（番号）	実施面積	作物名（5割低減）
1000	100a	水稲

※実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1．対象活動

（1）主な作業等

作業名	実施状況	実施時期（年月日）	備考
本年取組向けの作溝作業 ☑ 作溝の実施あり □ 作溝の実施なし （　令和　年　月頃設置）	☑ 新設	○年○月○日	
	□ 延長　（　　）		
	□ 補修　（　　）		
	【江の形状】　長さ　m 、水面幅　cm 、深さ　cm		
深みの設置	底面からの深さ　cm 、設置数　箇所		

（2）江の設置箇所への除草剤の使用実績（本田内の除草剤使用実績を除く）

□ 使用なし

（3）江の設置期間

	実施状況	備考
湛水開始時期	○年○月○日	
湛水終了時期	○年○月○日	
湛水期間	○ 日間	

（留意事項）ウシガエルやアメリカザリガニ等の侵略的外来生物が生息する場合は水を抜いて駆除を検討する。
生き物調査などモニタリングを合わせて行うことが望ましい。

※　使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照

（参考様式）生産記録

●対象活動：中干し延期

組織名	○○
氏　名	○○

ほ場名（番号）	実施面積	作物名（5割低減）
1000	100a	水稲

※実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1．対象活動

（1）主な作業

作業名	実施作業	実施時期	備考
定期的な水管理		令和○年○月○日	
畦畔の点検・補修活動		令和○年○月○日、○月○日	

（注1）実施作業は、実際に行った（行う予定の）作業名を記載してください。

（2）湛水期間

	実施時期	備　考
湛水開始時期	○年○月○日	
中干開始時期※	○年○月○日	
湛水期間	○年○月○日～○年○月○日	

※地域の慣行的な実施時期を記載

※　使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照

Ⅳ 活動の報告

毎年度、活動計画に定めた事項の実施状況を取りまとめ、市町村長に報告する必要があります。

1 報告の流れ

（1）実施経過の取りまとめ・報告

- 毎年度、活動の実施経過を取りまとめ、以下の書類を市町村に提出します。
- 提出期日は、活動を実施した年度の**１月３１日まで**です。
- 市町村における確認（書類審査（必要に応じて現地確認））後、実施経過の確認結果が通知されます。

市町村への提出書類（提出資料は市町村にお問い合わせください）	
必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
◆ 実施経過報告書 □ 様式第１－１２号（別紙１及び別紙２） □ 生産記録（参考様式）	□ （市町村の求めに応じて）実施状況がわかる写真

（市町村向け記述）
市町村への
申請期限等を記述してください。

（2） 実施状況の取りまとめ・報告

- 毎年度の活動終了後、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめ、以下の書類を市町村に提出します。
- 提出期日は、活動を実施した翌年度の**〇月〇日まで**です。
- 市町村における確認（書類審査、現地確認）後、必要に応じ、実施状況の確認結果が通知されます。

市町村への提出書類（提出資料は市町村にお問い合わせください）	
必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
◆ 実施状況報告書 □ 様式第１－8号 □ 別紙１及び別紙２ □ 生産記録（参考様式） ※ 実施経過報告から変更があった場合又は実施経過報告書を見込みで報告した場合は、提出が必要です。	□ （みどり加算を受ける場合、市町村の求めに応じて）実施状況がわかる写真 □ その他市町村が求める書類 ・通帳 ・領収書 ・総会資料及び議事録 等
活動期間の最終年度のみ提出する書類	
◆ 多面的機能支払交付金「みどりチェック」チェックシート【R8変更点】 □ 様式第1-11号	

市町村が行う実施状況の確認内容

市町村において、毎年度、提出のあった書類（前ページ）の書類確認及び現地確認を行います。

みどり加算については、市町村が実施状況を確認する際、写真による確認又は現地確認をすることから、市町村の求めに応じて実施状況がわかる写真を作成・提出する必要があります。

実施状況の確認内容		
	書類確認	現地確認
資源向上支払（共同） うち、みどり加算	○	写真による確認 又は 現地確認を実施

注意するべき不適切な実施例

［ 領収書等の書類がない支出 ］

- 自動販売機での購入等、領収書（レシート）を確認できない物へ支出している。
- 領収書等が紛失している等により支払いが確認できない物へ支出している。
- 購入品の内容が領収書等で確認できない物へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。

2 実施経過報告書の作成

- 毎年度、活動の内容を取りまとめ、実施経過報告書（様式第１－１２号）を作成します。

※ 様式第１－１２号の別紙１及び別紙２は、様式第１－８号の別紙１及び別紙２と共通です。

やむを得ない理由で取組を実施できなかった場合

多面的機能支払交付金では、原則５年間の活動計画に基づいて５年間継続して活動を実施する必要があり、実施要件を満たさない場合は、交付を受けた交付金を認定年度に遡って返還（遡及返還）を求める仕組みとなっています。

ただし、自然災害その他やむを得ない理由による場合は返還は免除される規定を設けており、みどり加算については、例えばブロックローテーション等地域の営農計画上の事情等により取組を実施できない事情が生じた場合は、市町村に相談し、備考欄に理由を記入してください。

なお、やむを得ない理由の整理に当たっては、地域において、十分に認識を共有し、合意を図ることが重要です。

次のページに示す別紙1及び別紙2、生産記録等を添付て提出します。

（様式第１－12号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

令和○年○月○日

○○市 長　殿

農林水産環境保全団体
環境　花子

年度 多面的機能支払交付金に係る実施経過報告書（環境負荷低減の取組への支援）

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙２の第５の８に基づき、多面的機能支払交付金の実施経過（環境負荷低減の取組への支援）について、別添のとおり報告します。

該当するものに「■」を記入してください。

□ 報告内容は全て実施済みです。
□ 報告内容は見込みのものも含まれます。

（注）該当する項目の□に■を入れること。

別紙1　環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）取組面積

- 生産記録（参考様式）を基に活動の内容を取りまとめ、別紙１を作成します。

（別紙１）環境負荷低減の取組への支援

1　実施時期

取組項目				化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する活動			
内容	実施時期			作物名	栽培時期		
長期中干し	6　月	～	7　月	水稲	4　月	～	9　月
冬期湛水	12　月	～	2　月	水稲	4　月	～	9　月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月

※　2月以降に活動が終了する場合は見込みのみを記載してください。
※　必要に応じて欄を追加してください。

「a 活動の計画」は、「活動計画書」の内容を転記してください。（パソコンで入力する場合、活動計画書から自動で転記されます。）

2　a　活動の計画（要件確認のため活動計画から転記）

取組項目	1年目 計画面積（畦畔除く）	2年目 計画面積（畦畔除く）	3年目 計画面積（畦畔除く）	4年目 計画面積（畦畔除く）	5年目 計画面積（畦畔除く）	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	190a	200a	200a	250a	250a	800　円/10a	15,200円	16,000円	16,000円	20,000円	20,000円	
冬期湛水	49a	49a	50a	50a	50a	4,000　円/10a	19,600円	19,600円	20,000円	20,000円	20,000円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000　円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000　円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等（作溝実施）	a	a	a	a	a	4,000　円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等（作溝未実施）	a	a	a	a	a	3,000　円/10a	円	円	円	円	円	
合計	239a	249a	250a	300a	300a		34,800円	35,600円	36,000円	40,000円	40,000円	

b　実施面積（報告年度のみ記載すること）
「備考」欄：報告年度の実施面積が計画面積を下回った場合又は「１年目 計画面積」を下回った場合は、その理由を記入する。

取組項目	1年目 実施面積（畦畔除く）	2年目 実施面積（畦畔除く）	3年目 実施面積（畦畔除く）	4年目 実施面積（畦畔除く）	5年目 実施面積（畦畔除く）	交付単価	1年目 交付額	2年目 交付額	3年目 交付額	4年目 交付額	5年目 交付額	備考
長期中干し	a	200a	a	a	a	800　円/10a	円	16,000円	円	円	円	
冬期湛水	a	48a	a	a	a	4,000　円/10a	円	19,200円	円	円	円	○○のため
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000　円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000　円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等（作溝実施）	a	a	a	a	a	4,000　円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等（作溝未実施）	a	a	a	a	a	3,000　円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	248a	a	a	a		円	35,200円	円	円	円	

※　実施面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単価毎）に、a未満を切り捨てた値を記載してください。
※　同一圃場に対しては、複数の取組を行った場合に加算されるのは１つのみです。
※　構成員別実施面積（別紙３）を添付してください。

3　添付書類
・生産記録
・その他都道

・「実施面積」は、畦畔、法面を含まない本地面積（a未満切捨て）を記入してください。

・「実施面積」は、報告年度分のみ記入してください。

報告年度の実施面積が計画面積を下回った場合又は1年目の計画面積を下回った場合、備考欄にその理由を記入してください。

別紙2　構成員別取組面積

- 生産記録（参考様式）を基に構成員ごとの実施状況を取りまとめます。

（別紙２）環境負荷低減の取組への支援

組織名：農林水産環境保全団体

年度　環境負荷低減の取組の構成員別実施面積

氏名	対象取組（内容）	化学肥料及び化学合成農薬を５割以上低減する活動（作物名）	実施面積（a）	備考
環境　太郎	長期中干し	水稲	110 a	
環境　太郎	冬期湛水	水稲	20 a	
環境　花子	冬期湛水	水稲	28 a	
多面　次郎	長期中干し	水稲	40 a	
多面　三郎	長期中干し	水稲	50 a	
集計	長期中干し		200 a	
	冬期湛水		48 a	
	夏期湛水		0 a	
	中干し延期		0 a	
	江の設置等（作溝実施）		0 a	
	江の設置等（作溝未実施）		0 a	
	合計		248 a	

※ ２月以降に活動が終了する場合は見込みを記載してください。
※ 必要に応じて欄を追加してください。

・構成員別に記入してください。

・複数人で協力して取り組む場合で、実施面積を該当する者ごとに分けて書くことができない場合には、氏名欄に該当する者の氏名を列記してください。

3 実施状況報告書の作成

毎年度、活動の内容を取りまとめ、実施状況報告書（様式第１－８号）を作成します。
※様式第１－８号の別紙１及び別紙２は、様式１－１２号の別紙１及び別紙２と共通です。

（様式第1－８号）
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

〇年〇月〇日

〇〇市長　殿

農林水産環境保全団体
環境　花子

年度　多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙１の第５の７及び別紙２の第５の10に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

該当するものに「■」を記入してください。

（環境負荷低減の取組への支援を受ける場合）

□　実施経過報告の時点で全て実施済みで報告しているため、環境負荷低減の取組への支援に係る報告を省略します。

□　実施経過報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙１及び２を省略し生産記録等のみを提出します。

□　実施経過報告書から変更があったので別紙１及び２のとおり報告します。

（注１）該当する項目の□に■を入れること。
（注２）実施状況経過報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。
（注３）特定事業実施者の場合、「（別添）多面的機能交付金に係る実施状況報告書」を省略できる。

4　多面的機能支払交付金「みどりチェック」【R8変更点】

- 令和７年度から、全ての活動組織等が多面的機能支払交付金「みどりチェック」のチェックシートに取り組む必要があります。
- チェックシート（様式第１－11号）は、活動期間の最終年度の実施状況報告時に「報告時（しました）」の欄にチェックを入れ、実施状況報告書と併せて市町村長に提出する必要があります。



みどりチェックの詳細は、活動組織向けの解説書を参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面　みどりチェック

【R8変更点】
・様式を変更しました。詳しくは解説書を参照してください。
・R7年度に既に提出したチェックシートについて「報告時（しました）」を提出する際は、統合された項目は適宜斜線を引く、もしくは空欄にしておく等してください。

報告時（しました）の欄にチェックします。

（様式第１－11号）　　農林水産省様式

申請時記入日：　　年　　月
報告時記入日：　　年　　月

多面的機能支払交付金　「みどりチェック」チェックシート

組織名：○○活動組織

	（１）適正な施肥	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
①	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	□	☑	☑
②	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□	☑	☑

	（２）適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
③	多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合や「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	□	☑	☑
④	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	□	☑	☑

	（３）エネルギーの節減	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑤	活動組織又は広域活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	□	☑	☑

	（４）悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑥	全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く） 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ □	☑	☑

	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑦	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		☑	☑

	（６）生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑧	多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	□	☑	☑
⑨	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	□	☑	☑

	（７）環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑩	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める		☑	☑
⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守		☑	☑
⑫	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める		☑	☑

注１　申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。
注２　記載内容に該当しない場合は「（該当しない　□）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
注３　⑩の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年 法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とします。
※１　多面的機能支払交付金実施要綱別紙２の第６の２の（１）のウのdの活動をいう。
※２　便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

V 交付金及び概算払いの申請

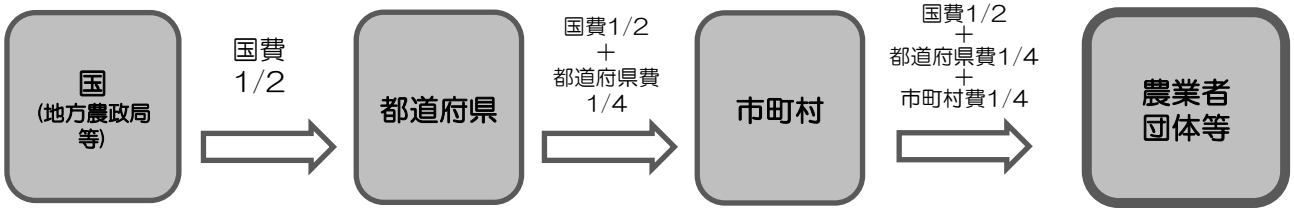
事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

1 交付金の交付申請

（市町村向け記述）
市町村が定める期日を記入してください。

- 毎年度、○月○日までに、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。
- 市町村における審査後、市町村長から交付金の交付決定通知が送付されます。

交付金の交付ルート



交付申請時の留意点

（市町村向け記述）
交付申請時の留意点や交付申請の変更手続き方法等、手続き上必要な事項があれば追記してください。

2 概算払いの請求

- 交付決定の通知がなされた後、交付金の概算払い（前払い）を受けようとするときは、概算払い請求書を市町村長に提出します。
- 市町村における審査後、市町村長から概算払い決定通知書等が送付され、交付金が支払われます。

交付申請書、概算払請求書は、市町村が定める様式を使用してください。

事務負担の軽減について

・令和７年度制度改正のポイント（参考）
令和７年度の制度改正に合わせて、以下の事務負担の軽減を図っております。詳しくは「令和７年度改正のポイント」をご覧ください！

① 様式の簡素化

住所の記入欄の削除、活動計画の記入欄の簡素化、開始時間と活動区分の記入欄の削除等

② 中山間直接支払との様式の共通化

活動記録と金銭出納簿の共通化

③ 様式の入力負担の軽減

数式等の変更防止（入力制限の設定）、備考欄の記入ルールの変更



オンライン申請について



令和5年度より、オンライン申請が可能となりました。
今までのエクセルの申請データからの読み込みが可能になる、同じデータの再入力が不要になるなど、事務の簡素化につながります。
詳しくは多面的機能支払交付金HPをご覧ください。

学習教材の活用について

学習マンガ

次世代を担うこどもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください！





▲「草刈りは地球を救う」
～SDGs達成につながる農村の共同活動～

動 画

子どもたちが田んぼの持つ大切な役割や魅力を楽しく学べる学習動画を作成しました。
農業学習や田植え体験の事前学習、家庭学習の教材としてご視聴いただけます！



▲ のぞいてみよう！田んぼの世界

多面的機能支払交付金について分かりやすく解説した動画

活動組織の体制強化や、推進組織の業務効率化・省力化に貢献できるよう多面的機能支払交付金に係る研修教材用動画を作成しました。
多面的機能支払交付金の事務等に携わる新規担当者や活動組織に向けた説明会等でご活用ください。

多面的機能支払交付金でできること（動画：18分）

多面的機能支払交付金を活用して、どのような共同活動に取り組むことができるのかを解説した動画です。



多面的機能支払交付金活動組織の広域化のすすめ（動画：20分）

最上町広域協定の事例をもとに関係者へのインタビューを行い、広域化のプロセスを解説した動画です。



いずれも動画で見ることができます！
ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月１～２回程度配信しています。ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の**活動組織の紹介**や、**制度情報**、**活動に役立つ技術**など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって**有益となる情報**を配信しています。



【配信申し込み】
配信を希望される方は、以下のアドレスまたはQRコードからご登録ください。（https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html）

エスティージーズ
SDGsと多面的機能支払交付金の活動との関わりってなんだろう？

SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



多面的機能支払

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

本交付金とSDGsの関わりがより詳しく記載されております。ぜひQRコードを読み取ってご覧下さい!!

多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標２～９、11～17）達成に貢献しています。下記の事例を見てみましょう！

共同活動の例

例１）生き物調査



活動組織と地域の子ども達等が田んぼや水路に生息する生き物を観察する取組。

例２）草刈り・泥上げ



農地やため池周辺の草刈りと水路の泥上げをする取組。

活動の企画・運営の例

例３）多様な人材が参画した活動



非農業者や女性や子ども等多様な人材が植栽活動等の活動に参加することや、組織の運営に関わる等の取組。

活動による効果

①地域の学校等と連携することで子ども達に農業生産活動が生態系保全につながっていると学ぶことができる。

②世代間との交流により、コミュニティが形成・強化され、地域の自然環境が保全されることにつながる。

①安定的な農業生産にとって必要不可欠な農地や水路、ため池などを適切に保全管理している。

②保全管理が行き届いていることで異常気象時等の被害軽減につながる。

老若男女、地域内外問わず、女性や子どもが活動組織の計画策定や運営等に参画し、多様な主体の活躍の場を創出することで、関係人口が拡大し、農村振興へつながる。

SDGsへの貢献

※多面版SDGsの目標文になっています

目標４
地域内外の人に質が高い教育、生涯学習の機会を提供する。

目標11
住み続けられる地域を作る。

等

目標２
持続可能な農業生産を支える。

目標13
気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する。

等

目標３
やすらぎや福祉の機会を提供する。

目標16
多様な主体の参画による地域づくりを促進する。

等

複数の目標貢献に期待できます！

～多面的機能支払交付金は
農林水産省の補助事業です～



高めよう 地域協働の力！

【お問い合わせ先】
埼玉県多面的機能支援推進会議
事務局：（電話）０４８－５３０－７３５２（埼玉県土地改良事業団体連合会）
：（電話）０４８－８３０－４３４８（埼玉県農村整備課）
地域部会：県の地域機関の「農林振興センター農村整備部」にお問い合わせください。
市町村：多面的機能支払交付金担当にお問い合わせください。

本手引に掲載されている各種様式の電子データは、
農林水産省ウェブサイトに掲載しています。

（https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/n_youshiki/youshiki.html）